

# ハラスメント 悩み相談室のご案内

## ～パワハラ防止法～

職場内の地位や権力を利用した嫌がらせ＝パワーハラスメント（以下・パワハラ）。これを防止するための「パワハラ防止法」が2020年6月1日に施行されたことをご存知でしょうか？

法制化によって、どのような行為がパワハラに当たるのかの法的な判断基準ができ、企業（使用者）にはパワハラ防止のための措置が義務化されました。パワハラ防止法というのは通称で、正式な名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下・労働施策総合推進法）」です。今回対象となるのは大企業で、中小企業に適用されるのは2022年4月からとなります。

当職場内において快適な職場環境の形成を目指し、相談窓口を設置します。

### マタハラ等

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

### セクハラ

セクシュアルハラスメント

### パワハラ

パワーハラスメント

### 内容

- ・ご相談は随時ご連絡頂戴次第お伺いします。
- ・ご相談いただいた内容に関しては守秘とし口外致しません。
- ・どのような些細なことでも構いません。

#### ■ 問い合わせ

本社 衛生委員会 委員 高宮祥子 TEL:070-5572-6414